

【論文】

CSR 批判のパースペクティブ —研究の方法と課題—

On the Perspectives of CSR Criticism: Methods and Problems of Research

百田 義治
Hyakuta Yoshiharu

目次

- 1 はじめに
- 2 批判的経営研究と CSR 批判の方法と立場
- 3 「CSR」論と「企業の社会的責任」論
- 4 現代 CSR の新たな動向
 - (1) ISO26000 の意義と課題
 - (2) CSV の特徴と限界
- 5 CSR 批判の諸類型
 - (1) フリードマンの CSR 批判論—株主主権と CSR—
 - (2) ライシュの CSR 否定論—民主主義と CSR—
 - (3) ボーゲルの CSR 懐疑論—社会的規制と CSR—
 - (4) フレミングらの CSR 終焉論—資本主義批判と CSR—
- 6 むすびに

(要旨)

ISO26000 (CSR の統一的な国際行動規範) の制定, 戦略的 CSR の隆盛, ポーターらによる CSV の提唱など CSR に関する社会的関心は高く, CSR に関するディスコースやイニシアティブも活発に展開されている。しかし, 他方では, 企業の社会的責任が果たされているのかを疑問視せざるをえない事態も頻繁に繰り返され, むしろ深刻化している現実もある。とりわけ, 格差問題や貧困 (絶対的貧困) 問題はとりわけ深刻な事態にある。新自由主義が蔓延する現代資本主義が生み出すこのような経済・社会・労働をめぐる状況を反映した CSR 批判 (批判的 CSR) 論も新たに台頭・展開されている。本稿の目的は, 現代 CSR をめぐる近年の動向と課題を踏まえながら, 改めて CSR 批判論の論点をその代表的見解 (フリードマン, ライシュ, ボーゲル, フレミング & ジョーンズ) に依拠して整理・検討し, 批判的経営研究における CSR 批判の研究の方法と課題 (パースペクティブ) を確認し提起することである。

1 はじめに

2003年がCSR (Corporate Social Responsibility) 元年と位置づけられることに象徴されるように、21世紀初頭はわが国におけるCSRの研究と実践にとって大きな転換点であった。しかし、CSRに企業や社会、そしてアカデミックな関心が向けられる状況に対して、その状況は「ブーム」(ドーア, 2006, p.195)とも「バブル」(岩井, 2004)とも表現されてきた。それでは、「ブーム」や「バブル」と形容されたCSRをめぐる状況に対する問題提起は、どのように理解されるべきであろうか。それはCSRへの関心の高まりとはアンビバレントな現実に即して、CSRが現実社会で果たす役割を正に評価することが必要であるという警鐘であったと理解できる。逆説的に言えば、CSRが叫ばなければならない現代企業を取り巻く外的・内的な環境の変化を正しく評価する必要があるということであろう。

こうした問題意識に基づいて、21世紀初頭以来の10数年間の企業と労働・生活をめぐる現実世界の動向を振り返れば、CSRに関する企業やアカデミズムの関心の高まりとは裏腹に、労働分配率も実質賃金も低下し、非正規雇用の拡大に歯止めがかからないばかりか、ワーキング・プア、絶対的貧困、ブラック企業などの言葉(現実)に象徴される労働・人権・生活状況の深刻化が社会問題化する(労働CSRの後退)と同時に、他方では法人税減税、企業の内部留保の拡大、株主配当や役員報酬の増大が極めて顕著であり、わが国においても(先進資本主義国に共通して)格差社会が深刻化・可視化している。このような状況は、グローバリゼーションの深化・浸透にともない、先進資本主義国だけではなく、発展途上・開発途上の国々も包摂した地球規模の問題としても進行している。

いま少し具体的にCSRの隆盛に逆行する特徴的な資本主義や企業の動向を列記すれば、①ローマ法王の言動に象徴される資本主義批判(「トリクルダウンは一度もない」2013.11.26使徒的勧告など)、②バングラデシュの縫製工場ビルの倒壊事故に象徴される多国籍企業のサプライチェーンにおける労働の深刻な実態、③多国籍企業(GE, アップル, マイクロソフト, ファイザーなど)の租税回避(タックス・ヘイブン)問題、④大企業経営者と一般労働者の所得格差の拡大、あるいは「99%」対「1%」というスローガンに象徴される社会的・経済的格差の拡大、⑤マクドナルドやウォルマートなど最低賃金労働者の深刻な生活状況、公的補助(メディケイド, フードスタンプ, 住宅補助など)問題(最低賃金の生活賃金への転換要求)、⑥多国籍石油企業の海洋(環境)汚染事故や東京電力の原発事故など株主有限責任制度に象徴される株式会社の制度的欠陥をめぐる問題、⑦東芝の不正会計問題などCSR評価との齟齬、コーポレート・ガバナンスの機能不全・欠如の頻発、⑧VWにおける組織的な環境基準不正など、現代企業の社会的責任をめぐる深刻な問題が絶え間なく継続的に生起し、数え上げれば切りがないほどである。一言で言えば、企業の社会的責任が問われる現代資本主義の本質(資本主義の基本矛盾)に関わる問題が、CSRの社会的認知や関心の高まりに反比例し、以前にも増して噴出しているという否定できない深刻な現実がある。こうした問題は、企業不祥事として問題視されるレベルの現象としてだけではなく、新自由主義が蔓延する現代資本主義における大企業のリアルな実態として直視されなければならない問題であろう。

このように、一方では、ISO26000(CSRのある意味で統一的な国際行動規範)が制定・発行され、CSRが戦略的CSRあるいはCSV(Creating Shared Value: 共通価値の

創造)として現代企業の経営戦略に組み込まれ、その一環として「発展・進化」させられながらも、他方では、社会的・批判的視点から見れば、企業の社会的責任が果たされているのか疑問視せざるをえない事態が日々繰り返されている現実があり、そしてそのような現実を反映したCSR批判も新たに台頭している。本稿は、今日のメインストリームである現代CSRをめぐる近年の動向と課題を踏まえながら、改めてCSR批判の論点を再整理・再検討し、批判的経営研究(Critical Management Studies)におけるCSR批判の方法と研究課題を展望することを目的とした序論的考察である。

2 批判的経営研究とCSR批判の方法と立場

CSRの批判的研究の意義(必要性)、言い換えれば、CSR批判における「批判」の含意について、アドラーの見解(Adler, 2005; Adler, Forbes and Willmott, 2007)に依拠して検討し、CSR批判の基本的な研究の方法と立場を再確認すれば、以下のように要約できるであろう。

アドラーによれば、アメリカ経営学会(Academy of Management)の批判的経営研究セッション(AOMCMS)が共有する基本的な問題意識は、現代の企業経営は「利潤」という「狭隘な目的」にではなく、正義・コミュニティ・人間の発達・環境バランスといった「社会全体の利害」に導かれるべきであるという「確信」である(Adler, Forbes and Willmott, 2007, p.124)。また、アドラーは批判的経営研究における「批判」の含意について、次のように極めて示唆に富む見解を提示している。「批判的という言葉…が意味するものは、経営利害そのものからの独立性である。…ビジネス・スクールにおける研究…は、経営者視点に立つことがあまりに多く、ただ問題を経営者の視点から眺めている

だけである。これはしばしば、『実用性のある』洞察を発展させる(つまり、経営者にとっての実用性)という言葉で正当化されている。こうした視点は、たとえそれが実り多くとも、経営慣行がその他のアクターたち(企業の労働者、顧客、コミュニティ)にどのような意味があるのかを曖昧にしている。労働者利害やヒューマニズムというより広い考え方に価値をおく考えを抱く私たちにとっては、そうした別の視点からの見通しを発展させることが緊急の課題である。視点の独立性を確保することは、価値中立的な科学に関心を持つ人々、つまりより『全般的な』視点から物事をみるためにより広い視点から経営を研究することが必要である人々にとっても、その緊急性は決して小さくないのである。実際、開明的な経営者の視点からみても、批判的見通しの明確化は『ステークホルダー』と真剣に対話するための重要な前提条件である」(Adler, 2005, p.1. 訳書, p.2 [訳書引用では必要に応じて改訳している。以下同じ])。アドラーの見解を敷衍すれば、批判的経営研究における「批判」とは、その研究対象を経営利害から独立した客観的な視点で分析することであり、それは必然的に労働者利害やヒューマニズムに価値を置いた視点から企業経営を分析することである。

このような批判的経営研究における「批判」的研究の方法・立場を踏まえて、本論では、CSR批判における研究の方法・立場とは、現代社会に企業を位置づけ、そうした企業の存在・活動を客観的に分析・研究し、その存在・活動の正当性を民主主義(民主的価値の実現)やヒューマニズム(人間性・人権の回復・復権)に立脚した社会の歴史的発展という視点から問うことであると理解し、こうした基本的な問題意識に立脚してCSR批判の諸類型を析出すると同時にそれぞれの類型の基本的性格と課題を検討することによって、CSRに関する批判的経営研究のパー

ペクティブについて論究することにしたい。

3 「CSR」論と「企業の社会的責任」論

CSR 研究の嚆矢はシェルドンの「経営者の社会的責任」論 (Sheldon, 1923) であり、現代 CSR 研究の嚆矢はボーエンの『ビジネスマンの社会的責任』(Bowen, 1953) であると評価されている。すでにボーエンの主張に明らかのように (百田, 2011, 参照), CSR の基本的性格は、資本主義の発展に伴う株式会社企業の影響力 (権力) の拡大を背景に、企業活動の否定的影響やそれに起因する企業批判を緩和 (対応) し、自由企業体制 (経済的自由) を維持・発展させるための制度的・イデオロギー的取り組みとして生成し展開されてきたものであるといえる (高岡伸行, 2009, pp.86-87, 参照)。第 2 次大戦前あるいは第 2 次大戦直後の CSR 前史とも位置づけられる時期にも、経営者や企業家、また研究者の CSR に関連する言説 (ディスコース) や実践は決して少なくはない (百田, 2008a, 2008b, 参照)。しかし、CSR に大きな社会的関心 (多くの企業を含めて) が向けられ、CSR に関する賛否両論の本格的な議論が展開されるのは、1960 年代以降のアメリカにおいてであった。

アメリカの場合、1960 年代は激烈な社会的変化の時代であり、「豊かさ」の実現、高学歴化などを背景に経済性だけでなく社会性や人間性を重視する価値観の多様化が進展し、公害・環境汚染問題、自然環境の保護、人種差別撤廃 (公民権運動)、女性の対等の権利 (ジェンダー論の台頭)、消費者問題 (消費者の権利) などが「企業の問題」としても認識され、その後の企業活動における「企業と社会」との関係に関する重大な変化の幕開けの時代であった。とりわけ、1969 年暮れに始まった「ジェネラル・モーターズに責任を持たせるキャンペーン」(GM キャンペー

ン) は、それに触発されたフリードマンの CSR 否定論の展開もあり、CSR に関する議論に大きなインパクトを与えるものであった。1960 年代～70 年代のアメリカにおける CSR は、環境保護運動、公民権運動、消費者運動など広範な社会運動と連動し、企業の社会的責任を追求する具体的・実践的な運動とし展開され、公民権法や自動車安全法の制定、さらには職業安全衛生管理局、雇用機会均等委員会、消費者製品安全委員会、環境保護局などの規制機関の設立や関連する法の制定など大きな成果を獲得した。このことは、CSR の実効性という点において留意されるべき歴史的含意として銘記される必要がある。この点では、環境問題や消費者保護に関する成果として結実した 1970 年代のわが国における「企業の社会的責任」をめぐる議論・運動も、CSR 評価として再検討すべき重要な視点・論点を提供していることも銘記される必要がある。

しかし、アメリカにおける「企業の社会的責任」に関する議論は、1970 年代には、別の方向に転回 (「脱線」) したと言われる。「社会変革のために企業は何ができるのか」という「企業の社会的責任」論から、「企業は生き残るために何ができるのか」という「企業の社会的即応 (順応) 性」論への転換である (Makower, 1994, pp.29-30. 訳書, pp.27-28, 参照)。こうした社会の視点から企業の視点への転換後、CSR はフィランソロピーの時代を経て、今日では戦略的 CSR がメインストリーム化し、CSV に象徴されるように「利益を生む CSR」が全盛の時代を迎えているかの様相を呈している。ところで、このような現代 CSR の動向も、さまざまな社会的規制により企業に社会的責任を果たさせるという社会の視点に立って CSR (企業の社会的責任) を位置づける立場からすれば、1980 年代以降の状況は「企業の社会的責任」の衰退期と評価されることになる (Eichar,

2015)。

こうした現代 CSR の評価をめぐる問題は、批判的経営研究における CSR 研究にもみられる。戦略的 CSR, 「ビジネス・ケース」(利益を生むビジネス)としての CSR が現代 CSR のメインストリームとなり、また応用倫理学をベースとした「ビジネス・エシックス(企業倫理)」が生成・発展するなかで、現代 CSR と「企業の社会的責任」(典型的には 1970 年代の企業批判の理論と実践)が峻別され、概念上の乖離、すなわち、両者を異なるものとして把握する傾向が一般化しているとも言える現状にある。例えば、両者を「『社会的』の意味と責任の主体」の相違を根拠に区別する見解(宮坂, 2008, p.356)もあれば、両者の間には「企業価値の創造という視点がインプットされているか否か」という点で「明確な概念上の乖離が存在する」ことを主張する見解(所, 2006, p.47)などである。こうした見解が提起する問題は、一つには、企業批判としての CSR との区別であり、二つには、社会貢献(フィランソロピー)あるいはコストとしての CSR との区別である。しかし、この点でも問われるべきは、メインストリームとしての現代 CSR は、現代社会において「企業の社会的責任」と認識され問題提起されている諸問題に答えられるのか、新自由主義が蔓延した現代資本主義の変革を CSR に期待できるのか、ということである。言い換えれば、少なくとも CSR 研究の課題は、企業が果たしている(果たせる)社会的責任とは何か、そのビジネスモデルの探求に止まることなく、現代社会において企業が解決すべき社会的課題として提起されている社会的責任とは何か、そのような諸課題の解決の方途の探求であり、「企業は社会的責任を果たしているか」という視点だけでなく、同時に、「企業に社会的責任を果たさせる」という視点が不可欠である(小阪, 2006, p.286)。

こうした CSR (論)の位置づけ(方法論)の多様性(両極性)は、企業活動の自由(経済的自由)を不可侵の前提とし、その枠内において CSR に社会改良の意義を見出すか、民主主義国家や市民社会の優位性を担保し、市民社会の論理、民主主義の論理が経済性や営利性に優先することを前提として、企業と社会の共生(社会的規制:経済的自由〔企業活動の自由〕の制限を前提とする)を志向するか、という「企業と社会」の関係性の理解の相違に起因するものである。言い換えれば、「企業と社会」の関心に企業の側からアプローチするか、社会の側からアプローチするか、という視点(研究方法)の相違であり、それによって CSR の理解およびその課題の認識も大きく異なったものとなる。この場合、批判的アプローチの重要な論点は、企業に社会的責任を果たさせるという「社会の論理」(社会的規制の必要性とその根拠)を CSR 研究の不可欠な分析視角としているところにある。

4 現代 CSR の新たな動向

CSR 批判のパースペクティブをめぐる諸理論を検討する前提として、メインストリームである現代 CSR の論点を簡潔にでも確認しておく必要がある。ここでは、本稿の基本的問題意識ともっとも密接に関連するものとして、国際行動規範の今日的到達点を示す ISO26000 (ISO, 2010) 及び現代 CSR 論の典型的形態であるポーターら (Porter and Kramer, 2011) の CSV を取り上げ、その意義・特徴と課題・限界について検討する。

(1) ISO26000 の意義と課題

2010 年 11 月に CSR に関する国際規格・国際規範として発行された ISO26000 は、CSR に多様な理解が混在する状況を打開するものとして、また CSR に関する現代社会

の要請と必要性に応えるものとして大きな関心と注目を集めている。ISO26000 は、マルチステークホルダー・プロセスに依拠し、またさまざまな国際行動規範（世界人権宣言、労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言、国連気候変動枠組条約、国連グローバル・コンパクト、OECD 多国籍企業行動指針など）の尊重を謳い、それらとの整合性も踏まえた CSR に関する新たな国際行動規範として発行されたものである。ISO26000 では、「社会的責任」とは「組織の決定及び活動（活動は、製品、サービス及びプロセスを含む）が社会及び環境に及ぼす影響に対して…透明かつ倫理的行動を通じて組織が担う責任」であり、「透明かつ倫理的な行動」とは「健康及び社会の繁栄を含む持続可能な発展に貢献する」、「ステークホルダーの期待に配慮する」、「関連法令を順守し、国際行動規範と整合している」、「その組織全体に統合され、その組織の関係（関係とは、組織の影響力の範囲内の活動を指す）の中で実践される」、ことであると規定されている。

今後、CSR の国際行動規範として ISO26000 は一定の影響をもつであろう。また、社会とりわけ人権に関する課題事項を明確化したことも含めて、その意義は決して小さくはない。しかし、その特徴とされるマルチステークホルダー・アプローチによる合意形成の方法に基因する制約もまた否定できない。CSR ではなく SR としてあらゆる組織の社会的責任が対象とされ、「認証」基準ではなく「ガイドライン」ととどまる結果となっている。企業の社会的責任を CSR ではなく、SR の一領域として問うことは、本来、CSR として問われてきたその基底にある本質的な問題が希薄化・空洞化されるのではないか。その生成以来、CSR（企業の社会的責任）に関する理論と実践における核心的な問題として問われてきたものは法人企業、さ

らに言えば大規模公開株式会社の社会的責任である。すなわち、法人企業、言い換えれば、大きな社会的権力あるいは影響力を行使する大規模公開株式会社あるいはその経営者の社会的責任が CSR（企業の社会的責任）として明示的あるいは暗黙裡に理解されてきたのである。

あらゆる組織の社会的責任の背景には同質的なものもあるが、企業（資本主義企業）に求められる固有な社会的責任、さらに資本主義企業のなかでも大規模公開株式会社に求められる独自の社会的責任がある。資本主義企業の社会的責任はまさに営利性と社会性の関係として問われてきたのであり、「心のない」（サムエルソン、2005）市場のコントロールや市場における「共感」（スミス、2003）など秩序あるルールが機能する市場経済や自由競争（市場におけるモラルや社会的規制をめぐる問題）を確立する必要性なども資本主義経済・企業であることに基因する CSR の独自の問題領域である。また株式会社や大規模公開株式会社の社会的責任に関しては、法人格付与や有限責任制、経営者の受託経営責任や投機的株主の無責任性など大規模公開株式会社に固有な問題領域のあることがさまざまに提起されている（奥村、2006；桜井、2009）。

(2) CSV の特徴と限界

ポーターらは、最近の論文「CSV：共通価値の創造」（Porter and Kramer, 2011）において、CSR の重要性は認識しながらも、CSR は企業活動（本業）における戦略的位置づけを明確化して達成されるべきものであるという理解に基づき、CSR が本業外の社会貢献活動などを意味するものとして多用される現状においては、CSR の用語の使用はむしろ混乱を招くという立場（「CSR の呪縛」からの脱却）から、本業における戦略的位置づけのもとに経済的価値と社会的価値の同時実現（“Win-Win” の関係の実現）として展

開される取り組みを CSR とは区別して CSV という概念で理解すべきであると主張している。それはある意味では CSR 懐疑論とも評価できる見解である。戦略的 CSR から CSV へという流れは、極めてわが国に特徴的な現象であること、またポーターらの CSV は EU における CSR の議論の展開を意識したものであること（井上，2014，参照）、さらに CSV は CSR に代わりうるものではないことなど、CSV に関する検討課題が数多く提起されているにもかかわらず、わが国においては CSR の「進化」形として、CSV を現代 CSR の本流と理解する潮流が実践的にも理論的にもメインストリームとなる傾向にある。こうした傾向は、わが国企業における CSR 理解を評価する視点として極めて興味深いものがあると言わなければならない。

ポーターらの議論において注目すべき点は、現代資本主義あるいは現代企業に関する認識、すなわち企業に関する信頼の喪失、資本主義の危機に関する認識であり、資本主義の正当性および現代企業の正当性を復権・回復する方向性を CSV に求めている点にある。現代社会において企業は社会の信認を如何に獲得すべきか、という問い掛けに対するポーターらの回答が CSV の主張であり、「共通価値の創造とは、アダム・スミスの『見えざる手』をより広義に解釈した概念」（Porter and Kramer, 2011, p.77. 訳書, p.30）であるといわれるように、社会の富の増大と社会的調和の達成、市場メカニズムによる私的利益の追求と公共的利益の達成を同時に実現するビジネスモデルのフレームワークとして CSV という概念が提起されているのである。

この点に関して言えば、ポーターと同様に経営戦略の著名な研究者であるミンツバーグも、現代資本主義の現状に極めて否定的であるが、その健全化に向けた考え方は大きく異なり、CSR および CSV を痛烈に批判している。「一部の企業が生み出した社会的問題を

別の企業が解決できるということは絵空事である。…この種の取り組み〔CSR〕が産業界全体に広がり、利益の追求と社会問題の解決が両立する“Win-Win”の世界が到来するなどとは期待しないほうがよい。そのような希望的観測を抱くことによって、露骨な搾取行為で莫大な利益をあげている企業があるという事実を見落としてはならない」（Mintzberg, 2015, pp.49-50. 訳書, p.94）。このようにミンツバーグの主張は、痛烈なポーター流 CSV の批判であり、同時に CSR が果たすイデオロギー的役割を警鐘するものでもある。ミンツバーグは資本主義の修正（多元セクターを核とした社会のバランスの回復）と健全な市場経済の回復を主張している。それは、現代資本主義に関する極めて否定的な認識に基づくものであり、その点ではポーターと共通するとも言えるが、その解決の方途は鋭く対立するものである。経営戦略研究者の CSR、CSV 評価として極めて興味深いものがある。

結論的に言えば、ポーターらがいう社会的価値は経営戦略的視点から選択された社会的価値であり、経済的価値の創造に意味のある社会的価値である。企業による社会的価値の選択が競争力の向上という上位価値（経済的価値、最大限利潤）に規定されたものである以上、企業による社会的価値の創造には限界がある。CSV モデルでは、経済的価値を生まない社会的課題はそもそも選択対象とはならない。冒頭で紹介した最低賃金や租税回避などの問題は CSR の対象外となるであろう。現代 CSR の一般的理解と比較しても CSV が極めて限定された領域の社会的課題をアプローチ対象として包摂するにすぎないことは明らかである。コーポレート・リピュテーションあるいはブランディングとしての客観的役割（ポーターらの問題意識もこの点にある）に加えて、営利の事業活動＝ビジネス・ケースとして展開される CSV も新たな投資

対象領域、新たな事業領域（ドメイン）の取り組みとして、まさに現代企業の経営戦略と位置づけることが正当であろう。

5 CSR 批判の諸類型

CSR 批判に関しては、「市場論者の CSR 批判」と「制度論者の CSR 批判」に類型化する見解（高岡伸行，2009），あるいは，「CSR はビジネスの基本目的と矛盾する，株主を犠牲にした無責任な経営者の越権行為であり，また公共問題に関する民主主義の責任を掘り崩すものである」というフリードマンらの CSR 批判と「より総体的な資本主義批判と関連して展開される反企業パースペクティブ」と特徴づけられるフレミングらに代表される CSR 批判とに類型化する見解（Moon，2014）などがある。しかし，CSR 批判も極めて多様であり，CSR 批判の方法と課題を展望するには，その全体像のなかに各論者の基本的論点の異同を位置づけ検討することが必要である。CSR 批判のパースペクティブに関する序論的考察である本稿では，1) 株主主権と CSR（フリードマンの CSR 批判論），2) 民主主義と CSR（ライシュの CSR 否定論），3) 社会的規制と CSR（ボーゲルの CSR 懐疑論），4) 資本主義批判と CSR（フレミングらの CSR 終焉論）を取り上げ，それぞれの CSR 批判の論点と課題を明確化することにより，批判的経営研究における CSR 批判の方法と課題にアプローチしたい。

(1) フリードマンの CSR 批判論

—株主主権と CSR—

フリードマンによれば，CSR の主張は「純粋で純然たる社会主義」を説くものであり，社会主義の実現と同様に許されるべきことではなく，唯一の企業の社会的責任は，「ゲームの規則の範囲内で，その資源を使用し，そ

の利益を増大するように計画された活動に従事することである」。そして，このような活動は「慣習的な倫理」に従うものでなければならないと付言している（Friedman，1970）。この点では，フリードマンもスミスの見解を無視できなかったのであろう。スミスの見解とは，自由競争が機能する市場メカニズムに対応することが経営者にも株主にも社会にも最適な企業活動であるというものである。スミスのこうした理解は，CSR の多くの良心的な見解において，市場経済システムにおける一定の市場ルールの存在（スミス「共感」論）を前提とした企業活動のあるべき姿として支持されている。

さて，フリードマンの CSR 批判論は，「社会的責任とビジネスの二分法」および「公共とビジネスの二分法」に基づいて展開されている（Moon，2014，pp.103-108）。「社会的責任とビジネスの二分法」とは，民主的に選出される議員あるいは任命される役人は適切な訓練を受け経験を積んでおり公共問題に責任を負うことができるが，公共政策問題の専門知識をもたない経営者は公共問題に責任を負うことができない，という「役割（権限）論」と「能力」論による CSR 批判である。

経営者は株主の代理人である（経営者は株主の利益を優先しなければならない，経営者は株主の利益だけに責任を負うべきである）という見解は，今日のコーポレート・ガバナンス論に即して理解すれば，「エージェント＝プリンシパル」関係あるいは「エージェンシー理論」であり，経営者はプリンシパル（支配者）である株主の代理人（エージェント）ということになる。現在，エージェンシー理論は「マネジメント教育ではほとんど神学上の地位を獲得している」（Moon，2014，p.105）とも言われる。しかし，このような所有権に裏づけされた株主の権利が，株式会社法理において法的主体として揺るぎない正当性をもつものであるのか，この点は株式会

社の基本的特徴である「有限責任制」の正当性ととも重要な検討課題である。近年、「企業の社会的無責任 (Corporate Social Irresponsibility)」に関する議論 (Alexander, 2015; Tench, Sun and Jones, 2012) が活発に展開されているが、こうした議論の一つの焦点は株式会社の有限責任制にある (Mitchell, 2001)。「会社＝二階建て構造」・「二重の所有関係」論 (岩井克人, 2005) に主張されるように、法人企業 (株式会社) では法的擬制である会社が企業資産の法的所有主体として存在し (この点に関する岩井の主張は興味深く、批判的経営研究の発展には会社と企業の概念的明確化と区別が不可欠である)、株主の所有権はある意味で制約されたものである。このことを反映して、多くの欧米諸国の会社法やコーポレート・ガバナンス原則には多くのステークホルダーの権利 (利益) が明記されているのである (Moon, 2014, p.106)。

フリードマンの CSR 批判のいま一つの方法は、「公共とビジネスの二分法」である。「公共とビジネスの二分法」が CSR 批判の根拠とされるのは、自由な市場メカニズムに委ねておけば、経済的利益と社会的利益が結果として最大化するように市場は機能するというスミスの市場論に依拠しているからである。社会主義体制の崩壊以降、批判的であれ肯定的であれ、企業や経営の問題を検討する際には、市場経済を前提にした議論がすべてであるといえる。そうした議論における市場経済の理解は市場至上主義から規制された市場論まで極めて多様であるが、市場は社会に役立つこともできるが、歪められることも食いものにされる可能性もあるというのが一般的な理解である (Moon, 2014, p.103)。もし市場がスミスの想定通りに機能すれば、ある意味では CSR は不要であろう。しかし、スミス以降今日までの現実を直視すれば、スミスの想定通りには市場が機能してこなかっ

たことは明白である。むしろ、現実には、フリードマンが CSR 批判を展開した時期にも、ビジネスは公共 (政府) と深く結びつき、不可分の関係にあった。結局のところ、フリードマンの CSR 批判は、企業の利益にならないあらゆる社会的費用を企業は負担すべきでないということ合理化する以外の何物でもないといえる。フリードマン流の CSR 批判論では、ポーターらの経済的利益と社会的利益を同時に実現する “Win-Win” の関係にある CSR 戦略 (CSV) はどのように評価されるのであろうか、興味深い点である。

(2) ライシュの CSR 否定論

—民主主義と CSR—

ライシュは、ポーターらとは正反対の立場から、企業の論理の枠内で展開される企業の自主的取り組みとしての現代 CSR は民主主義の衰退の反映であり、その普及は民主主義を形骸化するという CSR 否定論を展開し、企業に社会的責任を果たさせるには民主主義の原理に立った社会的規制 (政府規制) が必要性であることを対峙している。ライシュによれば、現代 CSR は本当に必要な社会的規制の意義を隠蔽し、CSR に対する関心の高まりは民主主義に対する信頼の低下と関係している (Reich, 2007, pp.168-208. 訳書, pp.229-285)。

近年の CSR をめぐる動向は、「民主的プロセスの外で起きたこと」 (Reich, 2007, p.168. 訳書, p.230) であり、どれも経済活動のルールを変えるに至っていない。CSR の目的は、政府が立法や規制で対処することを未然に防止することである。CSR に関連する「称賛も非難も、責任ある行動を定義した法律や規則に基づいているわけではない。企業は社会的責任を持った道徳的な存在であるというメッセージは、そのための法律や規則を制定する取り組みから、そもそも人々の関心をそらせてしまうのである」 (Reich,

2007, p.207. 訳書, p.285)。CSRは企業規制を忌避するためにも必要であるという点は、現代CSRの嚆矢であり「CSRの父」(Carroll, 2006, p.5)とも呼ばれるポーエン以来、企業が主導するCSRの提唱や取り組みに一貫して共通するものである(百田, 2011, 参照)。

ライシュによれば、過去に成果を上げたCSRに関連する取り組みは、個別企業の告発ではなく、すべての企業が変わらざるを得ない政治的行動を刺激したところに特徴があり、社会のルールを変えることを目的としたものであった(Reich, 2007, p.180. 訳書, p.247)。その結果として、独禁法の制定、石油独占体の解体、健康と安全に関する規制の制定、全国高速道路安全委員会の創設などがある。また、サリバン原則は南アフリカの人種差別政策を崩壊させ、グリーンピースの運動はシェルの石油貯蔵施設の海洋投棄を陸上処分へ転換させたのである。

こうしたライシュの議論は、超資本主義におけるCSRに関する問題提起であり、それ以前の民主主義と資本主義とが曲りなりにも共生していたアメリカ資本主義(民主的資本主義)が変化したという認識を前提としている。ライシュの主張は、民主主義の復権という立場に立ったCSR否定論である。超資本主義では、企業は消費者の私的欲求と投資家の利益のために存在し、これが企業の唯一の「奉仕」(Reich, 2007, p.207. 訳書, p.284)であり、CSRを含めて利益に影響することに企業を取り組ませるには社会的規制(政府規制)以外に方法はない、これがライシュの主張の核心である。

ライシュによれば、民間セクターの社会的責任(市場における経済活動、競争のルール)の決定方法は民主的プロセス(市民の価値観を反映する決定)による以外になく、社会的責任を果たす存在に企業を変えることは「価値ある目標」であるが、それは民主主義を健

全に機能させることによって実現できるものである(Reich, 2007, p.182. 訳書, p.249)。ライシュのCSR観は、「本来なら改善を求めて政治的な機運が高まるはずの状況であっても、企業が高い倫理観を示すことで、それが逆に曖昧化してしまう可能性もある」(Reich, 2007, p.193. 訳書, p.265)という見解に象徴されている。このようなCSR否定論と特徴づけることができるCSR評価は、以下に検討するピーター・フレミングらのCSR終焉論におけるCSR評価と共通するものでもある。そのCSR批判は、欧米における批判的経営研究や経営学以外の学問領域(法学、政治学、社会学など)におけるCSR評価とともに、現代株式会社法制や現代民主主義論、あるいは現代社会論という視点(広く「社会と企業」という視点)から、現代のメインストリームとしてのCSRが果たす役割の客観的評価あるいは課題認識として再検討する意義を有するものである。

(3) ボーゲルのCSR懐疑論 —社会的規制とCSR—

ボーゲルは、CSRの可能性と限界を豊富な事例研究により実証的に研究している(Vogel, 2005)。その基本的スタンスは、CSR懐疑派を自認するように、CSRは採算のあう範囲内で一定の役割を果たすニッチ戦略(限定された分野にかかわる戦略)であり、そこには重大な制約があり、その成功や可能性に過大な期待をしても「何も得るものはない」というものである(Vogel, 2005, p.xi. 訳書, p.vii)。先のライシュの議論にある市場における企業活動のルールの民主主義的決定という点に関連づけて、そうした視点からCSRを再評価しているボーゲルによる企業活動に関する社会的規制論(市民規制と政府規制)に注目し、その見解を検討したい。

ボーゲルの社会的規制論(市民規制と政府規制)を理解するポイントは、その市民規制

論にある。ボーゲルのいう市民規制とは、「CSR ないし美德にかかわる慣行を促進したり、逆に抑制したりする市場の諸力」であり、「企業行動に対して法的に強制執行可能な基準を課すものではない」(Vogel, 2005, p.9. 訳書, p.15)。ボーゲルのいう市民規制とはソフトローであるが、企業や業界などの行動規範や国際行動規範などだけでなく、消費者の賢明な消費行動、ボイコット運動、NGO の挑戦、SRI の圧力、管理者や従業員一般の価値観まで含む非常に広範なものとして把握されている。

2013 年に 31 年ぶりに和解したネスレ日本とネスレ労働組合等の労働争議は、OECD の多国籍企業行動指針に沿う手続きで解決した日本初の事例である。野村証券が女性従業員による差別撤廃を求める裁判で和解(2004 年)し、人権尊重、性差別禁止、平等な雇用機会の確保などを内容とする倫理規定を制定した事例では、スウェーデンの SRI 調査機関等の動向(市民規制)が決定的な役割を果たした。こうした事例は「大海の一滴」ではあっても市民規制(国連、OECD、ILO などのさまざまな国際行動規範)が果たす意義・役割を示すものである。今日、CSR をめぐる企業行動規範(市民規制、ソフトロー)は数多くある。国連のグローバル・コンパクト、ISO26000 などに代表される国際的・国内的な企業行動規範については、その意義と同時にボーゲルが指摘するように法的強制力を持たないという限界もあるが、それらは市民運動や労働運動など広範な社会運動と結びつけば一定の影響力の行使は可能であり、とりわけ EU を中心として企業行動規範の遵守を求める傾向は徐々に強化される傾向にある。

ボーゲルは市民規制と政府規制にはそれぞれにしかるべき役割があるとしながらも、企業の行動の改善には「政府規制が依然として必要不可欠」であり、「多くの市民規制の有効性」は「公共部門が強固で順調に機能して

いるかどうか依存している」と、市民規制の限界と政府規制の役割を強調し、特に産業界の CSR 議論の多くが政府の重要性を無視していること、「より責任を持って行動することを全企業に義務づける政府の能力と市民社会の両方を強化することを含める方向で」企業の社会的責任(CSR)を再定義する必要があると結論づけている(Vogel, 2005, pp.169-173. 訳書, pp.312-319)。政府規制が不可欠であるとする点でライシュとボーゲルは共通するが、CSR 評価では全面否定するライシュに対して、ボーゲルは極めて厳しく CSR を批判しながらも「次善の策であっても何もしないよりはましである」(Vogel, 2005, p.163. 訳書, p.302)と相異なる。ボーゲルの CSR 批判論を CSR 懐疑論と特徴づける所以でもある。ボーゲル流の社会的規制論は、市場には政府規制と市民規制の双方が必要であること、資本主義市場においてもルールの確立が必要であるということである。それは企業に社会的責任を果たさせるには社会的規制が不可欠であり、そのためにはライシュのいう民主主義の復権、ボーゲルのいう政府の能力と市民社会の強化が不可欠であるということである。

(4) フレミングらの CSR 終焉論 —資本主義批判と CSR—

フレミングらの CSR 終焉論(Fleming & Jones, 2013)では、彼らが多国籍資本主義とも表現する現代資本主義における現実の企業行動を直視すれば、CSR の理論と実践は社会的、経済的、財政的に危機に直面する世界システムを維持・継続させる社会構造の構成要素、その正当性の補完という役割を担わされているのであり、新自由主義イデオロギーに特有な発展を象徴するものでもであると位置づけられている。こうした視点から、主として多国籍企業の現実、その反社会的行動を反証資料としながら、企業市民論、ステー

クホルダー論、労働 CSR 論に対しても、その実際とイデオロギー的・政治文化的役割を批判的に検討している (Fleming & Jones, 2013, chap., 2-4)。

フレミングらの CSR 終焉論は、ライシュやボーゲンとは異なり、資本主義批判 (反資本主義) の立場からのアプローチであり、危機的状況 (彼らが「ギガトレンド」(Fleming & Jones, pp.23-25) と特徴づける深刻な環境問題、エネルギー問題、南北格差問題など地球規模の危機) にある現代資本主義の変革が焦眉の課題であるという認識に基づき、そうした文脈における現代 CSR 論における課題認識やその理論と実践の批判、その社会的・客観的・イデオロギー的役割に関する評価や性格づけを大きな特徴としている。フレミングらによれば、現代 CSR に関する肯定的評価、あまりに楽観的な評価と研究の背景には、資本主義の正当性の復権・回復という資本主義に対する期待観があり、この点では特にリベラルと評される立場の CSR 研究も例外ではなく、そのような立場の研究に共通することは、現代の CSR イニシアチブが発展・普及すればスミスの世界、私益と公益が両立する世界への回帰が可能であるかのごとく考えられている点にある。しかし、現代企業に私益と公益の追求を期待することは企業の本質を理解しない見解であると批判する。

現代 CSR にはスミスの世界 (市場において私益を追求する企業活動が結果的に公益の増進にも寄与するという資本主義の世界) を理想化する傾向がある。近年のスミス共感論の再評価論は、ボーゲルのいう市民規制 (市場における信頼、ソーシャル・キャピタル) が自由な経済活動 (経済自由主義) を担保するものとして不可欠であることを再認識する必要性に関する議論であるともいえる。しかし、スミスの世界においても、企業が労働時間の短縮や生活賃金の実現など労働者の利益の実現に自主的に取り組むことはなく、労働

者の利益 (典型的には 10 時間労働制) は労働運動 (社会的規制—「社会的バリエード (gesellschaftliches Hindernis)」(Marx, 1969, S.320. 訳書, p.397; この訳語は、不破, 2009, pp.98-99) —を求める運動) を通して実現されてきたのであり、この点では現代 CSR の最大の特徴である「企業の自主的な取り組み」の枠内における CSR 実践を通して、私益と公益が自然と同時的に実現されるかの議論を楽観論と厳しく批判するフレミングらの見解は、現代 CSR の限界とそのイデオロギー性に関する CSR 批判の分析視角として重要な論点を提供しているといえる。

フレミングらの CSR 終焉論は、現代資本主義の全体性のなかに CSR を位置づけ、CSR 論が現代社会の危機的な状況にある「ギガトレンド」を認識・対峙していないこと、多国籍企業の実態 (現実) が CSR 論で主張される規範的な議論とは大きく乖離していることを例証することにより、企業市民論およびステークホルダー論の問題点 (課題) を析出している。批判的経営研究においても、企業市民論は企業による政治介入・政治支配 (法人企業による政治献金やロビー活動の問題) に関連づけ、ステークホルダー論は経営者支配に関連づけ検討されるべきであることが認識されながらも、大企業の権力・支配や株主権論への対抗基軸としての「有効性」の認識が広く受容され、企業市民論やステークホルダー論の本格的な批判的検討はほとんど行われていない現状にある。フレミングらの研究は、こうした批判的経営研究あるいは CSR 批判の現状に、再検討が必要不可欠な研究課題を提起したものである。

フレミングらによる CSR 批判の内容の詳細な検討は、紙幅の制約もあり別稿を準備したい。ここでは、フレミングら資本主義批判 (反資本主義) の立場からの CSR 批判の特徴を要約したムーンの見解 (Moon, 2014, pp.110-115) を参考に、フレミングらが

CSRの本質と特徴づけるものを簡潔に列記するにとどめる。第1に、CSRは企業の反社会性を覆い隠すイチジクの葉（「グリーン・ウォッシング」・「ブルー・ウォッシング」）である。CSRは企業の貪欲で反社会的な本質から社会の目を逸らすもの、ビジネスの人間的で愛情深く、自然に優しく信頼できるものである様相を示すためのマーケティングの手法である。また、CSRは市場を社会化するのではなく、社会問題（危機や反抗さえも）を市場化する手段であり、人々を政治的関心にはなく、消費戦略に向かわせる。第2に、環境CSRやコミュニティ貢献、貧困層救済といったCSRイニシアチブは、社会が注目する責任に関する取り組みであるが、そのことによって社会に注目されない企業の社会的無責任の多数の事例が免罪されることになっている。すなわち、CSRは社会に対する企業の重要な否定的影響を取り上げていない。第3に、企業権力の拡大により、企業が政府を支配する今日の状況（例えば、企業が法人税の引き下げを政府に迫る）がCSR論ではほとんど問題とされていない。第4に、ライシュのCSR否定論で核心的問題とされていたように、CSRは民主主義を形骸化し、また民主的責任を蝕んでいる。こうしたCSR批判の論点、より一般的に言えば、フレミングらがCSRの批判的政治経済学による研究の深化が必要であると主張する論点である企業と政治の関係、企業と民主主義の関係、CSRのイデオロギー的側面は、今後、批判的経営研究におけるCSR研究（批判）において深められるべき重要な課題であろう。

フレミングらのCSR終焉論はCSR批判のパースペクティブとして検討されるべき多くの論点（分析視角と課題）を提示している。こうした論点は興味深く、また評価されるべきであろう。しかし、フレミングらのCSR終焉論の課題は、以上のような問題を孕む現

代資本主義と現代企業の変革への展望が、個人（とりわけ研究者）の意識と行動のレベルに止まり、政治運動や社会運動との結びつきとして提示されていないことである。この点に関連して言えば、アドラーは、近年、「批判的経営研究の内部におけるポスト・モダン主義の潮流、とりわけマイケル・フーコーの思想—それはマルクスではなくニーチェから刺激を受けている—に基づくものが勢いを得ている。…（しかし）ポスト・モダン主義はいかなる『俯瞰的歴史観（grand historical narratives）』も拒絶するもの」（Adler, 2005, p.2. 訳書, p.3）であると、批判的経営研究に見られる最近の方法論的特徴に疑問を提起している。フレミングらの研究も明らかにこうした方法論に極めて近いものであるといえる。このことがフレミングらのCSR終焉論では政府規制論や社会的規制論にほとんど論究されていないことに帰結しているのではないかと思われる。

6 むすび

現代CSR、とりわけポーターらのCSVがCSRの進化形か、と問い掛ければ、経営戦略論としては進化形であろう。しかし、CSRの進化形と位置づけるには、前提となるCSRは極めて限定されたものであり、CSRの理論と実践としては大きな限界をもつものである。

フリードマンがCSR批判において依拠する二分法は、当時においても決して現実世界の客観的認識に基づくものではなく、二分法そのものはCSR批判の正当性の根拠に欠けるものである。CSR批判のパースペクティブに関して学ぶものがあるとするれば、現代株式会社における株主主権の正当性に関する研究をさらに深化させる必要があるという課題提起である。現代株式会社法制は、法人および経営者の責任という点において「企業の社

会的責任」を担保できるものではなく、「企業の社会的無責任」を助長するものであるという CSR 批判の問題提起を受けた研究が不可避である。

ライシュの CSR 否定論やボーゲルの CSR 懐疑論が示唆するものは、CSR を企業の自主的取り組み、あるいは経済的価値の創造と“Win-Win”の関係にあるものに限定して把握することは、現代企業を真に社会的責任を果たすものとする（CSR の実効化）には不十分である、あるいはそれを後退させる可能性を否定できないということである。ライシュによれば、民主主義の復権を通した市民社会の意思が民主的に反映された企業活動のルールを法的に制定すべきであり、ボーゲルによれば、市民規制だけでなく、CSR の実効化には政府規制が不可欠である。その CSR 評価および公正な企業活動の実現に向けたプロセスの理解に相違はあるが、資本主義的市場経済における企業活動、とりわけ新自由主義が蔓延する現代資本主義における企業活動には社会的規制（政府規制）が必要不可欠であるという認識でライシュとボーゲルの主張は共通している。国際行動規範などのソフトローも一定の条件（政府の協力、社会運動や労働運動なども含めた社会的要請や圧力を反映した場合）を前提とすれば有効性を発揮するであろう。それが大海の一滴であってもステークホルダーの利益を生み出す可能

性は否定できないであろう。

市場経済メカニズムの有効性を現実的に否定できない状況においては、企業と社会の共生の方途は民主主義的な経済活動（経済のルール化）の実現以外にない、その実現には社会（市民社会）の論理、民主主義のプロセスを踏まえた政府規制（公的規制）が不可欠であり、こうした政府規制と市民規制を構成要件とした社会的規制が欠かせないということが、ライシュとボーゲルの CSR 批判論が示唆する CSR 批判のパースペクティブである。こうした社会的規制との相即的關係のなかに CSR のディスコースとイニシヤティブを位置づけて検討することが CSR 評価に求められているといえる。

最後に、フレミングらの CSR 終焉論は、反資本主義の立場からの徹底した CSR 批判論であり、CSR 批判の空白部分ともいえる企業市民論、ステークホルダー論、労働 CSR 論などに関する批判的検討を大きな特徴している。また、CSR のイデオロギー性を批判する必要性を積極的に提起している。批判的経営研究における今後の CSR 批判の研究の方法と課題の再検討に重要な論点を提起しているといえよう。しかしその場合には、そのポスト・モダン的傾向がもつ限界も踏まえながら、CSR 批判に関する問題提起を批判的に撰取することが必要であろう。

(参考文献) 〈邦文・英文の順〉

- (1) 井上尚之 (2014) 「経営における CSR から CSV への変遷に関する一考察」『工業経営研究』Vol.28, pp.40-51.
- (2) 岩井克人 (2005) 『会社はだれのものか』平凡社.
- (3) 岩井克人 (2004) 「日本経済新聞」5月24日.
- (4) 奥村宏 (2006) 『株式会社に社会的責任はあるか』岩波書店.
- (5) 小阪隆秀 (2006) 「グローバル化における『企業と社会』」日本比較経営学会編『会社と社会』文理閣, pp.286-303.
- (6) 桜井徹 (2009) 「現代株式会社の社会的責任と社会的規制」桜井徹・細川孝編著『転換期の株式会社』ミ

CSR 批判のパースペクティブ

- ネルヴァ書房, pp.239-254.
- (7) サムエルソン, P. (2005) 「市場過信の政策に懸念」『日本経済新聞』8月3日.
 - (8) スミス, A. 水田洋訳 (2003) 『道徳感情論 (上)』岩波書店.
 - (9) 高岡伸行 (2009) 「企業責任とビジネスにおける目的達成をめぐる相克」『経済理論』351号, pp.85-111.
 - (10) 田島司郎 (1979) 「社会的責任『否定』論」中谷哲郎・川端久夫・原田実編著『経営理念と企業責任』ミネルヴァ書房, pp.121-141.
 - (11) 田中洋子 (2013) 「グローバル企業の社会的責任」『書齋の窓』7月8日, pp.50-55.
 - (12) ドーア, D. (2006) 『誰のための会社にするか』岩波新書.
 - (13) 所伸之「企業の社会的責任論の変遷」佐久間信夫編 (2006) 『よくわかる企業論』ミネルヴァ書房, pp.42-49.
 - (14) 百田義治 (2008a) 「経営学の進化とCSR」小林俊治・齊藤毅憲編著『CSR経営革新』中央経済社, pp.107-129.
 - (15) 百田義治 (2008b) 「大企業体制の成立と企業社会責任」鈴木幸毅・百田義治編著『企業社会責任の研究』中央経済社, pp.129-143.
 - (16) 百田義治 (2011) 「H. R. ボーエンの社会的責任論の意義と限界 (上)」『経済学論集』(駒澤大学) 第42巻第3・4合併号, pp.17-25.
 - (17) 不破哲三 (2009) 『マルクスは生きている』平凡社新書.
 - (18) 宮坂純一「CSR」(2008) 加藤尚武編集代表『応用倫理学事典』丸善, pp.356-357.
 - (19) Adler, P. S. (2005) “The Toyota Production System in the USA”, 労務理論学会第15回大会予稿集. 鈴木良始訳 (2006) 「アメリカにおけるトヨタ生産方式」『労務理論学会誌 第15号』晃洋書房.
 - (20) Adler, P. S., Forbes, L. C. and Willmott, H. (2007) “Critical Management Studies”, *Academy of Management Annals*, Vol.1, pp.119-179.
 - (21) Alexander, P. (2015), *Corporate Social Irresponsibility*, Routledge.
 - (22) Bowen, H. R. (1953), *Social Responsibilities of the Businessman*, Harper & Brothers Publishers, 1953. 日本経済新聞社訳 (1959) 『ビジネスマンの社会的責任』日本経済新聞社.
 - (23) Carroll, A. B. (2006), “Corporate Social Responsibility”, in Epstein, M. J. and Hanson, K. O. eds., *The Accountable Corporation*, Praeger Publishers.
 - (24) Eichar, D. M. (2015), *The Rise and Fall of Corporate Social Responsibility*, Transaction Publishers.
 - (25) Fleming, P. & Jones, M. T. (2013), *The End of Corporate Social Responsibility*, SAGE Publications.
 - (26) Friedman, M. (1962), *Capitalism and Freedom*, University of Chicago Press. 村井章子訳 (2008) 『資本主義と自由』日経BP社.
 - (27) Friedman, M. (1970), “The Social Responsibility of Business is to Increase its Profits,” *New York Times Magazine*, September 13, pp.122-126.
 - (28) ISO (2010), *ISO26000: Guidance on social responsibility, First ed.* 日本工業標準調査会審議 (2012) 「JIS 社会的責任に関する手引き (JIS Z 26000)」日本規格協会.
 - (29) Makower, J. (1994), *Beyond the Bottom Line*, Tilden Press. 下村満子監訳 (1997) 『社会貢献型経営ノすすめ』シュブリンガー・フェアラーク東京).
 - (30) Marx, K. (1969), *Das Kapital, Erster Band*, Dietz Verlag. マルクス＝エンゲルス全集刊行委員会訳 (1965) 『資本論 (第1巻)』大月書店.
 - (31) Mintzberg, H. (2015), *Rebalancing Society*, Berrett-Koehler Publishers. 池村千秋訳 (2015) 『私たちはどこ

CSR 批判のパースペクティブ

- まで資本主義に従うのか』ダイヤモンド社。
- (32) Mitchell, L. E. (2001), *Corporate Irresponsibility*, Yale University. 斎藤裕一訳 (2005) 『なぜ企業不祥事は起こるのか』麗澤大学出版会。
- (33) Moon, J. (2014), *Corporate Social Responsibility*, Oxford University Press.
- (34) Porter, M. E. and Kramer, M. R. (2002), “The Competitive Advantage of Corporate Philanthropy”, *Harvard Business Review*, Vol.80 Issue 12, pp.56-69. 編集部訳 (2003) 「競争優位のフィランソロピー (抄録)」『ダイヤモンド ハーバード・ビジネス・レビュー』3月号, pp.96-100.
- (35) Porter, M. E. and Kramer, M. R. (2006) “Strategy & Society: The Link Between Competitive Advantage and Corporate Social Responsibility”, *Harvard Business Review*, Vol.84 Issue 12, pp.78-92. 村井裕訳 (2008) 「競争優位の CSR 戦略」『ダイヤモンド ハーバード・ビジネス・レビュー』1月号, pp.36-52.
- (36) Porter, M. E. and Kramer, M. R. (2011), “Creating Shared Value”, *Harvard Business Review*, Vol.89 Issue 1/2, pp.62-77. 編集部訳 (2011) 「共通価値の戦略」『ダイヤモンド ハーバード・ビジネス・レビュー』6月号, pp.8-31.
- (37) Reich, R. B. (2007), *Supercapitalism*, Alfred A. Knopf. 兩宮寛・今井章子訳 (2008) 『暴走する資本主義』東洋経済新報社。
- (38) Reich, R. B. (2008), *The Case Against Corporate Social Responsibility*, Goldman School of Public Policy Working Paper, No.GSPP08-003.
- (39) Sheldon, O. (1923), *The Philosophy of Management*, Sir Isaac Pitman & Sons. 田代義範訳 (1974) 『経営管理の哲学』未来社。
- (40) Tench, R., Sun, W. and Jones, B. eds., *Corporate Social Irresponsibility*, Emerald Group Publishing Limited.
- (41) Vogel, D. (2005), *The Market for Virtue*, Brookings Institution. 小松由紀子・村上美智子・田村勝省訳 (2007) 『企業の社会的責任 (CSR) の徹底研究』一灯舎。

(本稿は、駒澤大学特別研究助成〔2014年度〕による研究成果の一部である)

(Abstract)

Reflecting the enactment of ISO26000 (international code of conduct of CSR), the development of strategic CSR, the proposal of CSV by Porter and Kramer, the interest about CSR is high, and the discourse and initiative of CSR are building up actively. However, in the reality world, it is repeated the state of affairs that we cannot but doubt whether CSR is carrying out, and the situations become more serious, especially economic disparity and poverty (absolute poverty) issue are very serious. These situations are the result of the neoliberalism. Based on such situations over the economy, society and labor, the new CSR criticism have developed. The purpose of this research is to clarify the following subjects. At first it is to clarify the recent trends and their characteristics around the latest CSR theories, ISO26000 and CSV. Following it, in this study the representative opinions (Friedman, Reich, Vogel, Fleming & Jones) of the CSR criticism theory are examined. Thereby, a study method and a research theme of the CSR criticism in the critical management studies are submitted.